

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

677号
2026

適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げの推進に向けて 地方版政労使会議「滋賀県働き方改革推進協議会」 を開催しました。

令和8年2月10日、地方版政労使会議「滋賀県働き方改革推進協議会」（構成員：連合滋賀、滋賀県商工会議所連合会、滋賀県商工会連合会、滋賀県中小企業団体中央会、一般社団法人滋賀経済産業協会、滋賀県、滋賀労働局）が開催され、一昨年（令和6年）2月16日に採択された共同メッセージの取組事項を引き続き実施するとともに、**とりわけ令和8年度に以下の取組を実施することを決議**しました。

1. 企業の価格転嫁・取引適正化を支援するため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、「中小受託取引適正化法」や相談窓口等を周知する。
2. 適切な価格転嫁の交渉促進に向け、「パートナーシップ構築宣言」への登録勧奨を行う。
3. 国や自治体等が実施する「賃金引上げ」、「生産性向上」、「人材確保」、「リスクリング」のための助成金、補助金、その他の施策について、効果的な周知等により活用を支援する。
4. 労働者のワークエンゲージメントを高め生産性の向上に資するよう、誰もが安心して働ける職場環境づくりを支援する。
5. 男女間賃金格差の縮小を含め、「ジェンダー平等」を推進する等、多様な人材の活躍を促進する。



【お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

TEL：077-528-3750

目次

- 表紙 滋賀県働き方改革推進協議会を開催しました
- P2 令和7年6月、手話施策推進法が施行されました
男性の育児休業取得率、令和7年も過去最高を更新しました
～令和7年滋賀県労働条件実態調査より～
- P3 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業にご登録をお願いします!
- P4 建設業の事業主の皆さまへ「工事現場以外も労災保険の成立（加入）が必要です!」
- P5 労働保険手続きは「電子申請」が便利です!
労働保険料は「口座振替」が便利です!
- P6 令和8年4月から中小企業者向け制度融資を改正します
- P7 職場におけるカスタマーハラスメント対策が義務化されます
No!闘バイト!
- P8 キャリア人材バンク
シルバー人材センターからのお知らせ
- P9 生産性向上支援訓練のご案内
事業主推薦制度のご案内
- P10 【依存症対策】ギャンブル依存症という病気、ご存じですか?
ドナー休暇制度のお知らせ
- P11 労使間のトラブルでお困りなら、まずはこちらに相談を!
- P12 「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」について
「滋賀労働」メール配信登録のお願い

令和7年6月、手話施策推進法が施行されました

「手話に関する施策に関する法律」が令和7年6月25日に公布、施行されました。
この法律では、以下の3つを基本理念としています。

- ①手話を必要とする人・使用する人の意思を尊重し、合理的な配慮が行われるよう、環境を整備
- ②手話が長年受け継がれ、豊かな文化が創造されたことに鑑み、手話文化を保存・継承・発展
- ③共生社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深める

事業主の皆様におかれましても、必要に応じて職場環境の整備をいただきますようお願いいたします。
手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱に係る助成金制度がございますので、ご活用ください。
詳細については下記二次元コードからアクセス、ご確認いただけます。

手話施策推進法

についてはこちら →

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jsl.html>



助成金制度

についての詳細はこちら →

https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/kaijo_joseikin/sub04_syuwa_haichi.html



<お問合せ先>

(この法律について)

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

TEL:077-528-3541/ E-Mail:ec00@pref.shiga.lg.jp

(助成金について)

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部
高齢・障害者業務課

TEL:077-537-1214 / E-Mail:shiga-kosyo@jeed.go.jp

男性の育児休業取得率、令和7年も過去最高を更新しました

～令和7年滋賀県労働条件実態調査より～

県では、毎年、無作為に抽出した県内の民営事業所（常用雇用者10人以上）1,000事業所を対象に、労働者の労働条件の実態を明らかにするため、調査を実施しています。

<令和7年調査結果のポイント：男性の育児休業取得状況>

●男性の育児休業取得率 65.6% 昨年より13.6ポイント上昇

男性の育児休業取得率の推移



令和7年労働条件実態調査の結果全体版は県のホームページに掲載予定です。

滋賀県 労働条件実態調査でご検索ください。

<県のホームページ><https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/17042.html>

【お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3751



～滋賀県からのお知らせ～

男性の育児休業促進

ノー残業デー導入

短時間勤務制度の拡大



滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業 にご登録をお願いします！

県では、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでおられる企業を「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録し、県のホームページ等で広く紹介することにより、各企業がその取組を一層進め、より多くの企業に取り組んでいただくことで働く人の職場環境が良くなることを目的に、「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録」制度を設けています。

令和8年1月31日現在で **1,041社**（うち100人以下企業 **889社**）にご登録いただいています。

ワーク・ライフ・バランスを推進していくためには、

社会全体で気運を高めていくことがとても大切です。

こんな効果が…

- ・社員のやる気向上
- ・業務改善と生産性の向上
- ・優秀な人材の獲得と定着
- ・社員の心身の健康増進
- ・時間外労働コストの削減

中長期的な
企業体質強化と
業績の向上！

〇ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの効果

- | | |
|--------------------|-------|
| 1. 従業員の仕事への意欲が向上した | 33.1% |
| 2. 仕事の生産性が向上した | 31.3% |
| 3. 会社に対する満足度が向上した | 29.3% |
| 4. 従業員の心身の健康が向上した | 28.3% |
| 5. コストが削減できた | 22.1% |

【R6 滋賀県労働条件実態調査】結果より】



〇登録マークを活用し、イメージアップが図れます！

〇県のホームページや発行物等で企業のPRをお手伝いします。

〇県が行う入札等の公共調達で優遇されます。

〇一般事業主行動計画が県ホームページで公表されますので、法に定める行動計画の公表義務をクリアできます。

従業員数101人以上の企業	義務
従業員数100人以下の企業	努力義務

(次世代育成支援対策推進法に定める行動計画の公表義務)

📍登録の要件

次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定、滋賀労働局雇用環境・均等室(電話：077-523-1190)に届出されていること。

県ホームページ『しがのワーク・ライフ・バランス』

<登録はこちら>

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/17084.html>

※電子申請システム「しがネット受付サービス」による申請にご協力ください。



お問合せ・申込先

〒520-8577 大津市京町4-1-1 県庁東館 4F 商工観光労働部 労働雇用政策課 労政福祉係
電話：077-528-3751 FAX：077-528-4873 mail：fe0001@pref.shiga.lg.jp

イラスト/タカノキョウコ

滋賀労働局 労働保険徴収室からのお知らせ



建設業の事業主の皆さまへ 工事現場以外も労災保険の成立(加入)が必要です。



**建設業に適用される労働保険は3種類！
下請専門であっても必要です！**



詳しくはこちら

保険の種類		加入の義務	給付の概要
労災保険	工事現場の 労災保険	元請の事業主	工事現場作業に従事する労働者が業務中や通勤途上に起きた災害に係る労災給付
	工事現場以外(※) の労災保険	従事する労働者がいる事業主	工事現場以外で特定の工事現場に付随しない業務を行う労働者が業務中や通勤途上に起きた災害にかかる労災給付
雇用保険	事業所全体の 雇用保険	雇用保険被保険者がいる事業主	労働者が失業した場合の失業給付

- ※・土場・資材置き場等での整理作業(※)や所属事業場施設内での作業
- ・事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
 - ・所属事業場の修繕作業 等々

このような作業は
ありませんか？

リフォーム相談

耐震相談

遊休土地の
活用売却相談

etc.



**滋賀県住宅生協は
土地・建物に関するあらゆる
ご相談をお受けしています。
お気軽にお問合せください。**

広告



滋賀県住宅生協

滋賀県知事(14)第631号 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが6階 定休日/火・水・祝営業/9:00~18:00

資料請求・お問合せ先

077-524-2800





労働保険手続きは「電子申請」が便利です！



ペパレス執事

電子申請のメリット

- ・ 書面による手続きに比べて“簡単便利”で“無駄な時間やコストの削減”も期待できます。
- ・ 24時間365日、労働局・監督署の開庁時間にとらわれず“いつでもどこでも手続きが可能”なため“移動の費用や移動時間、待ち時間も不要”となります。



← 詳しくはこちら

労働保険料等の電子申請 (厚生労働省ウェブサイト内)

厚生労働省 労働保険 電子申請

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html



労働保険料は「口座振替」が便利です！

口座振替による納付のメリット

- ・ 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ・ 納付忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課せられる心配がありません。
- ・ 手数料はかかりません。
- ・ 通常の納期限より、約2週間から最大約2か月のゆとりができます。

詳しくはこちら →

労働保険料等の口座振替納付 (厚生労働省ウェブサイト内)

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html



【お問合せ先】 滋賀労働局 労働保険徴収室 TEL：077-522-6520

令和8年4月から 中小企業者向け制度融資を改正します

滋賀県では、中小企業の経営基盤の強化とその振興発展に資することを目的に中小企業振興資金融資制度を設けており、令和8年4月から制度改正を行います。

令和8年度の主な改正内容

融資利率の改定

基準金利を2.2%とします。(各資金一律0.5%引上げ)

政策推進資金「GX・DX推進枠」の新設

経営課題の解決や生産性の向上を図るため、地球規模の課題である地球温暖化に対応する脱炭素化等に向けたGXの取組や、デジタル技術の活用等によるDXの取組に必要となる設備資金および運転資金にご利用いただけます。

政策推進資金「女性活躍推進枠」の新設

女性活躍推進に取り組む中小企業者等が、事業の拡大や経営の課題解決等を図るために必要となる設備資金および運転資金にご利用いただけます。

融資期間の延長

経営支援資金（一般枠、小規模企業者枠、小規模企業者特別枠）の運転資金の融資期間を7年（据置1年）に延長します。

★改正内容の詳細とその他の改正は、滋賀県ホームページをご覧ください。

【滋賀県ホームページ】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyoyou/300703.html>

※令和8年4月1日に公開予定

中小企業者のニーズに合わせた様々な資金メニューをご用意しています。
令和8年度も引き続きご活用ください。

【お問合せ先】 滋賀県中小企業支援課

TEL : 077-528-3732 E-mail : fb00@pref.shiga.lg.jp

職場におけるカスタマーハラスメント対策 が義務化されます

職場におけるカスタマーハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務化されます。(改正法※)の施行日は、令和8年10月1日となる予定です。)(※)労働施策総合推進法

○職場におけるカスタマーハラスメントとは、①～③までの要素を全て満たすもの

職場において行われる①顧客等(取引先、施設利用者その他事業に関係を有する者を含む)の言動であって、②社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものをいう。

○カスタマーハラスメントにより、雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、以下の措置が義務付けられる(事業主の義務となる内容(講ずべき措置の内容))

- (1)事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (3)カスタマーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- (4)カスタマーハラスメントへの対応の実効性を確保するために必要なその抑制のための措置
- (5)(1)～(4)までの措置と併せて講ずべき措置

○事業主が講ずべき(1)～(5)の具体的な措置の内容等は、今後、指針において示される予定です。

詳しくは
こちらから！



厚生労働省HP
(法律の改正について)

【お問合せ先】 滋賀労働局 雇用環境・均等室

TEL：077-523-1190 大津市打出浜14番15号滋賀労働総合庁舎4階

No！闇バイト！

闇バイトは犯罪実行者の 募集です！

絶対に応募しないで！

警察相談専用電話 **#9110**

(月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～16:30)



闇バイト防止
啓発動画配信中
(滋賀県警察作成)



キャリア人材バンク®

60歳以上の“もっと働きたい”を応援します

退職するシニア従業員の方へ [キャリア人材バンクの登録](#)をお勧めください
専任コンサルタントがマンツーマンで再就職を支援します

利用料
無料

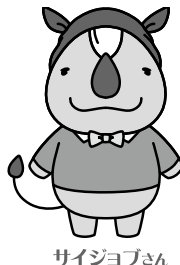
キャリア人材
バンクに登録
できる方

60歳～70歳の方で、在職中もしくは離職後1年以内の方

※他の職業紹介機関と併用可能です



job sanko
ジョブ産雇



サイジョブさん

マンガ
再就職支援



マンガ
キャリア人材バンク



(公財) 産業雇用安定センター 滋賀事務所

〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル2階

TEL:077-526-3991 FAX:077-526-2761

シルバー人材センターからのお知らせ

◆会員募集中

60歳以上の皆さん、あなたの豊かな知識と経験をシルバー人材センターで活かしませんか。これからの時代、働くということは、単に収入だけでなく、やりがい感、社会貢献、健康維持も兼ねて大切です。働く意欲のある方のご入会をお待ちしています。

◆お仕事募集中

シルバー人材センターでは、高齢者にふさわしい仕事を家庭・企業・公共団体等からお引き受けしています。短期間・短時間に関わらず人手不足のときは、所在地の市町シルバー人材センターへご相談ください。

活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階
TEL:077-525-4128 FAX :077-527-9490
URL :<https://www.sjc.ne.jp/shigapref/>

ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練のご案内

内容よし! 講師よし! コスパよし! 99%

年間600社・1,000名様を超える方々にご利用いただいています。

満足度 **99%**

コースNo.	開催日	コース名	受講料(税込み)
001	4/15	はじめての表計算ソフト (Excel入門)	2,200円/人
002	5/12・13 [2日間]	表計算ソフトの活用【関数編】 (Excel中級)	3,300円/人
003	5/19	コーチングによる後輩指導	3,300円/人
004	5/21	はじめての文書作成ソフト (Word入門)	2,200円/人
005	5/26	組織力強化のための管理	3,300円/人
006	6/9	生産計画と工程管理	3,300円/人
007	6/11	R P A活用	3,300円/人
008	6/19	現場社員のための組織行動力向上	3,300円/人
009	6/23	職場のリーダーに求められる 統率力の向上	3,300円/人

■定員 各回15人 (先着順)

■時間 9:30~16:30
(昼休憩1時間)

■会場

【001】PCカレッジスタック
近江八幡校

【002】ユウコム草津校

【004】国際経営情報専門学校
(大津市)

【005】長浜商工会議所

【008、009】守山商工会議所

【上記以外】ポリテクセンター滋賀

■対象

事業主の指示により受講される方



詳しくは、
HPを
ご覧ください。

【お問合せ先】

「らしく、はたらく、ともに」
JEED

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部

ポリテクセンター滋賀 生産性センター業務課

大津市光が丘町3-13 TEL: 077-537-1176

URL: https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html



企業の人材育成をしっかりとサポート

ものづくり企業



滋賀職業能力開発短期大学校

事業主推薦制度のご案内

滋賀職業能力開発短期大学校（滋賀職能大）では、企業における人材育成をサポートするため、生産機械技術科、電子情報技術科、住居環境科からなる高度職業訓練(2年間の専門課程)を活用した人材育成を提案しています。この制度のメリットは、

- 基礎から体系的に学ぶことにより、現場に対応できる技術・技能が身につく!
- 現場に即した環境整備なので即戦力が身につく!
- 事業主の採用活動にこの制度を活用できる!



事業主推薦制度をご利用いただいた事業主の声

弊社では、人材育成に力を入れており、その一つとして「次世代若手技術者養成14」に取り組んでいます。このプログラムは、新入社員から選抜し、学費免除、給与支給のうえで専門課程に2年間通学させるもので、高校生を対象とした会社案内でも紹介するなど、この制度を利用した採用に取り組んでいます。

人材開発支援助成金による助成

訓練期間中に社員に支払った賃金の一部と入校料、授業料、教科書代等の経費の一部が助成されます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】 滋賀職業能力開発短期大学校 学務係 TEL: 0748-31-2254

依存症
対策

ギャンブル依存症という病気、ご存じですか？

同僚間でのお金の貸し借りについて、見聞きしたことはありませんか？

ギャンブル依存症の人は、お金に行き詰まると、同僚に借金したり、会社で横領をしたりするなど、トラブルを起こし、会社に大きな損害を与える可能性があります。

ギャンブルによる職場内の金銭トラブルを避けるため、ギャンブル依存症について知り、適切な対応の仕方について学んでみませんか？借金を肩代わりするなど、誤った対応の仕方では、依存症をさらに悪化させてしまいます。

▼依存症の同僚への適切な対応の例▼

<https://youtu.be/vYzHR3dV8x4>

▼依存症を悪化させてしまう対応の例▼

<https://youtu.be/UT0a0ED5Elk>

YouTubeでは、依存症の同僚への適切な対応と、依存症を悪化させてしまう対応を動画で紹介していますので、上記リンクからぜひご覧ください！

また、依存症の当事者や家族の会もありますので、ギャンブルでお悩みの同僚が身近にいらっしゃれば、家族の会を紹介ください。当事者会も同時開催しています。

▼詳しくはこちら(家族の会HP)▼

<https://gdfam.org>

【お問合せ先】全国ギャンブル依存症家族の会滋賀

TEL:090-5965-3534 (八田) Mail:kazokunokai.shiga@gmail.com

県内企業・事業所の皆様へ

ドナー休暇制度の導入で助かる命があります！

白血病などの病気を患う方にとって骨髄等移植は有効な治療法ですが、骨髄等を提供するドナーは10日程度医療機関にお越しいただく必要があり、仕事を理由に提供を辞退してしまう方が多くおられます。

そこで、滋賀県ではドナーが外来受診・入院のために取得する休暇を、企業で「ドナー休暇」として特別休暇に定めていただく取組を推進しています。

詳しくは、右のQRコードから、(公財)日本骨髄バンクや滋賀県のホームページをご覧ください。

ドナー休暇制度導入のご検討を、よろしくお願ひします！



日本骨髄バンク
ホームページ



滋賀県
ホームページ

制度を導入いただくことにより、様々な人に☆嬉しいこと☆があります！

☺ 企業、事業所にとって嬉しいこと

ドナー休暇制度を導入した企業は、日本骨髄バンクのホームページで紹介されます。(報告書の提出が必要です。) 企業としてCSR活動に取り組むことで、社会的信頼やブランドイメージの向上に繋がります。

☺ ドナーさんにとって嬉しいこと

ドナー休暇制度があるおかげで、ドナーさんは上司や同僚の理解を得やすくなるほか、有給休暇を取得せず休むことができ、安心して骨髄等提供に専念することができます。

☺ 患者さんにとって嬉しいこと

ドナー休暇制度の導入が進むことにより、骨髄等提供に協力できるドナーさんが増え、患者さんが骨髄等移植を受けられる可能性が広がります。

【お問合せ先】滋賀県 健康医療福祉部 薬務課 TEL:077-528-3630

労働委員会
だより

労使間のトラブルでお困りなら、 まずはこちらに相談を！



労働委員会が解決のお手伝いをします

労働委員会は、労働者(労働組合または労働者個人)と使用者との間で生じた労働紛争のうち、当事者間では解決が困難になってしまったものを、中立・公正な立場で解決することに努め、よりよい労使関係をつくるためのお手伝いをする専門的な機関です。労使間のトラブルでお困りの方はぜひご相談ください。

労働委員会の紛争解決制度

◆不当労働行為の審査 (労働組合と使用者との紛争)

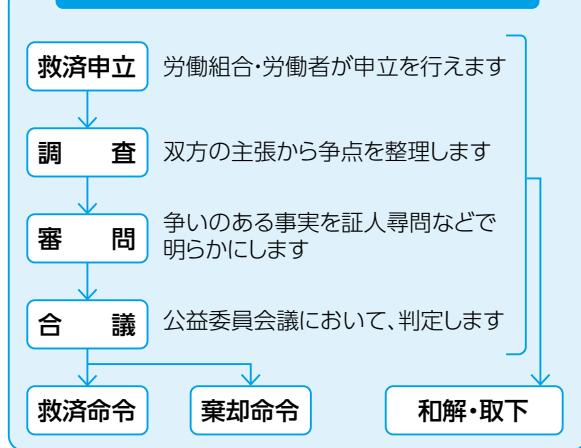
使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

救済申立ての対象は、例えば・・・

- ・組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた。
- ・団体交渉を申し入れたが応じてもらえない。
- ・組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

救済申立てを受けて、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう使用者に命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

不当労働行為事件審査の流れ



◆労働争議のあっせん (労働組合と使用者との紛争)

労働問題について、当事者間での話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

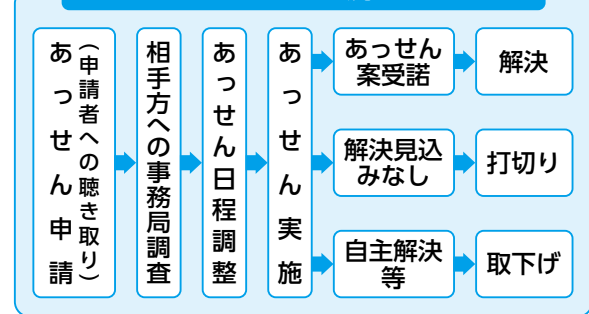
◆個別的労働紛争のあっせん (労働者個人と使用者との紛争)

労働者個人と使用者との間で、労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・事業縮小に伴う従業員の斉一解雇を通告された。
- ・休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している。
- ・給与体系の見直しで労使合意に至らない。
- ・賃金や雇用条件を一方向的に引き下げられた。
- ・職場でハラスメントを受けている。

あっせんの流れ



★当委員会では、毎月第4金曜日に労働委員会委員(公・労・使各側1名)による無料の労働相談を実施しています。

事前予約が必要です。電話にてお申込みください。詳細はホームページをご覧ください。

★労働委員会への相談、あっせん申請等の手続は無料です。まずはお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】 滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

TEL: 077-528-4473 URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>



